

# 国立大学法人電気通信大学「全学デジタルサイネージ」広告 掲載細則

制定 令和8年1月14日細則第15号

## (趣旨)

第1条 国立大学法人電気通信大学印刷物等広告掲載規程（以下「広告掲載規程」という。）第4条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）に設置する全学デジタルサイネージシステムを利用して学内に情報を伝達するデジタルサイネージ（以下「全学デジタルサイネージ」という。）に広告を掲載することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (広告の掲載対象となるデジタルサイネージ)

第2条 広告の掲載対象となるデジタルサイネージは、別表に定める。

2 別に定めるところにより、ネーミングライツを設定した施設や室に全学デジタルサイネージが設置されている場合、当該ネーミングライツを行っている事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）と同業種のサイネージ広告は掲載しないものとする。

## (掲載枠数)

第3条 広告の掲載枠は全学デジタルサイネージ1箇所あたり最大8枠とする。

2 広告の掲載は、全学デジタルサイネージ1箇所につき一広告主あたり最大4枠までとし、希望する場合は、連続して表示することができるものとする。

## (掲載規格)

第4条 全学デジタルサイネージに掲載する広告は、音声を含まない静止画又は動画とする。

2 広告の掲載は、原則として全画面表示とする。

3 広告データの画面解像度、ファイル形式、データ容量等の規格は、別に定める。

## (広告の表現)

第5条 広告掲載規程第3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様等）が画面の大部分を占めるもの
- (2) 映像又は光の点滅が1秒間に3回を超えるもの
- (3) 文字及び字幕と背景のコントラスト比が3対1未満のもの
- (4) コントラストの強い画面の反転表示が継続するもの
- (5) 閲覧者が通常、閲知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法（サブリミナル的手法）を使用しているもの
- (6) 試験又は奨学金に係る情報のほか、本学が発信する情報と閲覧者が誤認するおそれのあるもの
- (7) その他全学デジタルサイネージ広告の表現として学長が適当でないと認めるもの

## (掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1ヶ月を単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告を掲載する事業者（以下「広告主」という。）の希望により月の中途を掲載期間の始期または終期とすることができるものとする。

3 次に掲げる期間は広告を掲載しないものとし、本学は広告主に対し別段の連絡はしないものとする。

- (1) 本学における入学試験等の試験実施期間
- (2) 本学におけるイベント開催期間
- (3) 夏季一斉休業期間及び年末年始期間
- (4) そのほか災害等緊急時等本学が必要と認める期間

（掲載時間等）

第7条 1枠あたりの広告の掲載時間及び表示回数は別表に定める。

（掲載料）

第8条 広告の掲載料は、別表の1箇所につき1枠あたり月額30,000円（消費税及び地方消費税を含まない。次項の額について同じ。）とし、第6条第2項により掲載期間が月の中途となった場合であっても減額しない。

2 前項の規定にかかわらず、同一広告主が複数の全学デジタルサイネージへ同時に広告を掲載する場合の掲載料は、次に掲げる額とする。

- (1) 3箇所に掲載する場合 月額80,000円
- (2) 4箇所に掲載する場合 月額105,000円
- (3) 5箇所以上に掲載する場合 月額125,000円

3 前2項の規定にかかわらず、ネーミングライツパートナーの広告を掲載する場合は、1箇所における1枠の掲載に限り掲載料を徴収しないものとする。

（雑則）

第9条 広告掲載規程及びこの細則に定めるもののほか、全学デジタルサイネージへの広告掲載について必要な事項は、広告掲載規程第6条第3号の広告審査委員会が別に定める。

## 附 則

この細則は、令和8年1月14日から施行する。

別表（第2条及び第7条関係）

設置場所	画面サイズ	一回あたりの 広告掲載時間	一時間あたりの 広告表示回数
B棟1階	98インチ（横）	15秒	4回
講堂			
第一体育館	75インチ（横）		
附属図書館入口			
東36号館入口			
西9号館入口			
本館入口	65インチ（横）		
東3号館1階ロビー	50インチ（横）		
生協食堂	43インチ（横）		